



取 支 報 告 書

令和 外 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな)

やなぎ 誠子 後援会

2 主たる事務所の所在地

鹿児島市山下町 4-18

3 代表者の氏名

今村悟

4 会計責任者の氏名

円林 誠夫

事務担当者の氏名

新保信子

(電話)

099-224-7322

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類

資金管理団体の届出
をした者の氏名

国議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名

円林 誠子

公職の種類

参議院議員候補者等

資金管理団体の指定の期間

令和 年	年	月	日から
令和 年	年	月	日まで

国議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 午年	5月	23日から
令和 午年	11月	23日まで

(2) 22

吸 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

取入総額	A ((1)+(2))	十億	百万	1	1	2	1	3	0
(前年からの繰越額)	①				1	1	2	1	3
(本年の取入額)	②								0
支出総額	B						2	7	5
翌年への繰越額	A - B				1	0	9	3	8

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額 十億 百万 千 円
員数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)

(2) 寄 附

ア寄附(イを除く。)の区分	金額				備考	
(ア)個人からのお寄附	十億	百万	千	円		
[うち特定寄附]						
(イ)法人その他の団体からの寄附						内訳は(その7)へ
(ウ)政治団体からの寄附						
小計 (ア) + (イ) + (ウ)						
[寄附のうち寄附の] [あつせんによるもの]						内訳は(その8)へ
イ政党名寄附						内訳は(その9)へ
合計 (ア + イ)						

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その)13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額					備考
	十億	百万	千	百	円	
1 経常経費						
(1) 人件費						
(2) 光熱水費						
(3) 備品・消耗品費					2750	
(4) 事務所費						
小計					2750	① ((1)~(4))の合計
2 政治活動費						
(1) 組織活動費						
(2) 選舉關係費						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						アヘエの合計を記載すること
ア 機関紙誌の発行事業費						
イ 宣傳事業費						
ウ 政治資金パーティ開催事業費						
エ その他の事業費						
(4) 調査研究費						
(5) 寄附・交付金						
(6) その他の経費						
小計						② ((1)~(6))の合計
合計					2750	①+②

→ 合計額が様式(その)2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式

(その)14)へ

政治資金管理団体および国会議員

選舉政治団体のみ

内訳は様式

(その)15)へ

(その14)

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	
ア 土地	□	☑		
イ 建物	□	☑		
ワ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑		
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑		
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑		
カ 金銭信託	□	☑		
キ 有価証券	□	☑		
ク 出資による権利	□	☑		
ケ 貸付先との残高が100万円を超える貸付金	□	☑		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑		
シ 借入先との残高が100万円を超える借入金	□	☒		

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、眞実に相違ありません。

令和5年5月24日

政治団体の名称 やなぎ誠子後援会

会計責任者の氏名 田代忠夫

代表者の氏名(解散団体のみ)

(備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

令和5年5月16日

やなぎ誠子後援会

代表 今村 恒殿

登録政治資金監査人 文 保 文 親
 登録番号 第 5124号

研修終了年月日 平成28年11月11日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、やなぎ誠子後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出日附書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

- (2) この政治資金監査は、法19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徹底した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

- (4) この政治資金監査は、同一の国会議員候補者に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人及保証人が判断したため、やなぎ誠子後援会の從たる事務所（鹿児島県鹿児島市下荒田1-6-23-2F）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保管されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書の係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

やなぎ誠子後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。